令和6年度版
『高齢者いきいき活動ポイント事業』参加のご案内

目　次

Ⅰ．高齢者いきいき活動ポイント事業について・・・・・・・・・・・２
　１．事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２．制度の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
Ⅱ．ポイントを付与する活動団体の手引・・・・・・・・・・・・・・５
　１．活動団体の応募要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　２．活動団体の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　３．ポイント付与（スタンプ押印）・・・・・・・・・・・・・・・５
　４．応募先及び登録の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
Ⅲ．よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

＜問合せ先＞

府中町役場福祉保健部高齢介護課高齢者福祉係

電話：082-286-3256　ファックス：082-286-3199

Eメール：kkaigo@town.fuchu.hiroshima.jp

〒735-8686　広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

Ⅰ．高齢者いきいき活動ポイント事業について

１．事業の目的

本格的な高齢化社会を迎える中、地域に暮らす人々が、健康寿命を延ばしていくための自助や近隣の人々との共助により、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるようなまちづくりを進めていくことが重要になっています。

高齢者いきいき活動ポイント事業（以下「ポイント事業」といいます。）は、このようなまちづくりを進めるための府中町の事業であり、多くの高齢者が元気でいること、そして地域の支え手になってもらうことを奨励しようというものです。

また、ポイント事業では、自らの健康づくりの取組から、町内会や社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体が取り組む活動への参加まで様々な活動に取り組む高齢者をその実績（ポイント換算）に応じて支援する仕組みになっています。

２．制度の内容

⑴ 活動団体がポイントを付与する対象者

９月１日現在府中町内に住所を有する６５歳以上の高齢者（所得制限はありません。）
（対象者には８月下旬にポイント手帳を郵送します。）

⑵ ポイント付与の対象となる活動とポイント数

ポイント付与の対象となる活動とポイント数は、以下のとおりです。ただし、政治、宗教及び営利を目的とした活動はポイント付与の対象とはなりません。

ア　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１回につき１ポイント。押印は１日１回まで。）

対象となる活動を行った高齢者に対し、活動団体は１ポイントを付与します。

活動類型	活動例
ア　交流サロン等への参加	町内会などが実施するふれあい・いきいきサロンや地域高齢者交流サロンへの参加など
イ　グラウンドゴルフ等のスポーツ活動	地域で集まって行うゲートボールやグラウンドゴルフなどへの参加など
ウ　体操・ウォーキング等（イより軽い運動）	地域住民を対象に行っている体操の集いや、地域住民が運営する介護予防拠点・介護予防教室への参加など
エ　生涯学習講座等	公民館等が実施する各種講座等への参加など
オ　フィットネス・カルチャースクール	フィットネスクラブやカルチャースクールへの参加など
カ　囲碁・将棋・カラオケ・手芸等（文化活動）	囲碁や将棋、手芸など趣味のサークルなどへの参加など
キ　町内会等の行事への参加	町内会などが実施する祭りや運動会への参加など
ク　その他健康づくり・介護予防活動	個人でグループを作って行う園芸活動など

なお、前頁の例示以外にも、健康づくりや介護予防になる様々な活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、府中町福祉保健部高齢介護課高齢者福祉係（℡082-286-3256）にお問い合わせください。

広島市、海田町（ポイントの相互付与を行う自治体）、広島市、海田町の登録団体が自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動として行う活動に参加された場合も、ポイントが付与されます。

※前頁「ア　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」について、最低でも月１回以上の定期的・継続的な活動が見込まれることが登録要件となります。また、介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント事業の対象とはなりません。

イ　健康診査やがん検診等の受診（１健（検）診につき２ポイント。１日に複数押印可。）

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、次の健診等を受診した高齢者に対し、医療機関等は２ポイントを付与します。

【対象となる健診等】
- 国民健康保険等の加入者の特定健康診査
- 後期高齢者医療の被保険者の健康診査（長寿健康診査）
- 協会けんぽなどの医療保険加入者（被扶養者を含む。）の特定健康診査
- 被爆者健康診断
- 府中町が実施するがん検診（胃、肺、大腸、子宮、乳、前立腺。被爆者がん検診を含む。）
- 被爆二世健康診断
- 節目年齢歯科健診・後期高齢者歯科健診

なお、人間ドック等により、特定健康診査又は府中町が実施するがん検診に相当する検査を受診した場合は、それぞれのポイントが付与されます。

ウ　地域の支え手となる活動（1回につき2ポイントまたは4ポイント。それぞれ押印は1日1回まで。）

(ｱ)　２ポイント対象となる活動

次頁「(ｲ) ４ポイント対象となる活動（限定）」以外のボランティア活動については、活動を行った高齢者に対し、活動団体は２ポイントを付与します。なお、ポイント事業におけるボランティア活動とは、無償及び有償（交通費等の実費程度の謝金を受領する場合に限ります。）の活動をいいます。

活動類型	活動例
A　清掃活動	町内や河川の清掃活動、リサイクルのための空き缶収集など
B　見守り活動	児童の登下校の見守り活動など
C　防災・防犯活動	避難訓練の運営や防災パトロール、町内の安全パトロールなど
D　町内会等の行事の世話	祭りや運動会等の準備など世話人としての活動など
E　子育て支援活動	民生委員・児童委員等による子育て支援活動など
F　介護施設等での支援活動	介護施設等への訪問（手品、踊りなどの披露）など
G　高齢者・障害者への支援活動	老人クラブの会員として高齢者の見守りや生活支援を行う活動など
H　その他ボランティア活動	スポーツ指導、伝統文化の継承・振興活動など

また、前頁の例示以外にも、地域の実情に応じた様々なボランティア活動を対象にして、ポイントの付与が可能ですので、ポイント対象の可否について疑義がある場合は、府中町福祉保健部高齢介護課高齢者福祉係（℡082-286-3256）にお問い合わせください。

広島市、海田町（ポイントの相互付与を行う自治体）、広島市、海田町の登録団体が地域の支え手となる活動として行う活動に参加された場合も、ポイントが付与されます。

(ｲ)　４ポイント対象となる活動（限定）

以下のボランティア活動を行った高齢者に対し、活動団体は４ポイントを付与します。

① 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯など
② 町内でいきいき百歳体操（週１回以上）を実施する通いの場の世話人としての活動
③ 府中町高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金の交付を受けて実施する、通いの場の世話人やスタッフとしての活動
④ こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに関する活動
⑤ 高齢者及び障害者に対する点訳・音訳、手話・要約筆記
⑥ ポイントの相互付与を行う自治体(広島市・海田町)の登録団体が４ポイントとして行う活動

⑶　年間獲得ポイント数の上限

対象となる高齢者が１年間に獲得できるポイント数の上限は、１００ポイントです。
１ポイントは１００円に換算します。

⑷　ポイント獲得期間

毎年９月１日から翌年の８月３１日まで

⑸　奨励金の支給

ア　支給時期

奨励金は、適正にスタンプが押印されたポイント手帳を府中町に提出された方のうち、口座登録が完了した方に令和７年７月（予定）から順次支給します。

イ　支給方法

ポイント手帳の中にある奨励金振込口座確認用紙に、必要事項を記載して、登録する口座の通帳の裏面(口座名義・金融機関名・店舗名・口座番号等の記載がある部分)のコピーも一緒に、同封の返信用封筒で府中町に提出してください。指定された口座に奨励金を振り込みます。

既に奨励金の振込口座を登録している方については、その口座に振り込みますので、ポイント手帳の中にある奨励金振込口座確認用紙に、必要事項を記載して、ポイント手帳のみ提出ください。振込口座を変更する方は、ポイント手帳の中にある奨励金振込口座確認用紙に必要事項を記載して、新たに登録する口座の通帳表紙の裏面(口座名義・金融機関名・店舗名・口座番号等の記載がある部分)のコピーも一緒に、提出ください。

Ⅱ．ポイントを付与する活動団体の手引

高齢者による**「ア　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」**あるいは**「ウ　地域の支え手となる活動（ボランティア活動）」**の実施主体となり、活動された高齢者にポイントを付与（スタンプ押印）していただく団体を広く公募しています。

１．活動団体の応募要件

高齢者による**「ア　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」**あるいは**「ウ　地域の支え手となる活動（ボランティア活動）」**の活動団体は、法人格の有無を問いません。既存の地域団体等に加えて、新たにグループを作りこれから活動される場合も応募可能です。

（応募要件）

① ポイント事業の趣旨を理解し府中町に団体登録すること
② スタンプを管理・押印できる責任者及び副責任者を置くこと
③ 活動の参加者を広く受け入れること
④ 「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」は、最低でも月１回以上の定期的・継続的な活動が見込まれること
⑤ 暴力団でないこと、構成員に暴力団員やその関係者を含まないこと

なお、高齢者の**「イ　健康診査やがん検診等の受診」**に対するポイント付与を行う医療機関等についても、④を除き、上記の要件を適用します。

２．活動団体の登録

所定の様式により府中町へ届出をしていただき、府中町で活動団体を登録します。また、団体名、代表者名、活動内容、主な活動場所は府中町ホームページ及び対象高齢者に配付する活動団体一覧表等で公表させていただきます。

登録された団体に対して、府中町からスタンプを交付します。スタンプには通し番号を付けており、どの団体に交付したものかを府中町の台帳で管理・把握します。

既に広島市、海田町に登録している団体については、府中町に団体登録する必要はありません。お持ちの広島市、海田町のスタンプをそのままご使用ください。

登録された内容に変更が生じた場合やスタンプ押印ができなくなった場合は、府中町福祉保健部高齢介護課高齢者福祉係（℡082-286-3256）にご連絡ください。

３．ポイント付与（スタンプ押印）

府中町に登録した活動団体において、高齢者の活動実績を確認の上、高齢者の持参したポイント手帳にスタンプを押印します。なお、広島市、海田町に住所を有する高齢者の持参したポイント手帳にも
スタンプを押印できます。

⑴ 実績確認の方法

ア　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動

活動日当日、活動団体が、高齢者の活動実績を確認してスタンプを押印します。

イ　健康診査やがん検診等の受診

健診等受診の当日、医療機関または集団健診実施団体等が、健診等の受診が終わった後でスタンプを押印します。

ウ　地域の支え手となる活動（ボランティア活動）

活動日当日、活動団体が、高齢者の活動実績を確認してスタンプを押印します。

⑵　ポイント手帳へのスタンプ押印等の方法

ア　ポイント付与の考え方

⑺　高齢者に日々継続していただきたい次の活動に対するポイント付与は、①～③の活動の区分ごとに、１日につき１回までです。

①　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）
②　地域の支え手となる活動（２ポイント対象）
③　地域の支え手となる活動（４ポイント対象）

⑴　生活習慣病の早期発見・早期治療のための健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）に対するポイント付与は、１健（検）診につき１回までで、同じ日に複数種類を受診した場合は受診した健（検）診の数だけ付与します。

イ　スタンプ押印の方法

スタンプの押印は、活動団体のスタンプ管理責任者（もしくは副責任者）が行います。スタンプ管理責任者自身がポイント付与の対象となる高齢者の場合、スタンプ管理責任者の活動に対するスタンプ押印は、副責任者が行います。

活動の区分によってポイント数が異なるため、ポイント手帳では活動区分ごとにスタンプを押印するページを変えています。実施した活動に該当するページであることを確認の上、①日付欄に日付を記入し、②その横のスタンプ押印欄にスタンプを押印してください。

なお、スタンプを押印した記録として集計や書類作成等をしていただく必要はありません。

【ページの種類】

１．自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）のページ
２．健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）のページ
３．地域の支え手となる活動（２ポイント対象）のページ
４．地域の支え手となる活動（４ポイント対象）のページ

⑶　スタンプ押印の基本ルール

ポイント付与の基本ルールは次のとおりですので、厳守してください。

ア　活動実績がないスタンプの押印は無効であり、ポイントを付与することはできません。

イ　ポイントは、府中町に登録している活動団体が参加者の活動（登録活動）の実績を確認し、スタンプ管理責任者又は副責任者がポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与することができます。

したがって、以下のような場合のスタンプの押印には十分注意してください。

⑺　活動実績が確認できない高齢者から押印を求められた場合

→　ポイント付与の基本ルール違反であり、要求に応じられない旨を説明してください。それにもかかわらず、再三押印を求められた場合には、府中町福祉保健部高齢介護課高齢者福祉

係（℡082-286-3256）にご連絡をお願いします。

仮に、実績確認ができないまま押印した場合は、その活動団体が行った押印全て（実績確認ができているものを含む。）が無効となる場合があります。

なお、会員ではない人であっても、活動実績が確認できるのであれば、求めに応じて押印していただいても構いません（義務ではありません。）。

(ｲ)　何ポイントの活動なのか分からない場合

→　府中町高齢介護課に問い合わせ、正しいポイント数を確認してください。

確認もせずに、とりあえず４ポイントのページに押印するのは、ポイント付与の基本ルールに違反し、無効となる場合があります。

(ｳ)　府中町に登録していない種類の活動について押印を行おうとする場合

→　押印することができるのは、活動団体登録時に、活動内容を記載していただいた（又は活動の種類に丸を付けていただいた）活動（登録活動）だけです。活動内容の変更があった場合は、その都度、登録内容変更届出書を提出してください。

(ｴ)　他の団体から代わりに押印するよう求められた場合

→　スタンプを持っているからといって、活動の実績を確認できない他の団体の活動について、スタンプを押印するのは、ポイント付与の基本ルール違反であり、応じないでください。活動実績が確認できないまま押印した場合は、その活動団体が行った押印全て（実績確認ができているものを含む。）が無効となる場合があります。

(ｵ)　会員等が勝手に押印しようとした場合

→　スタンプの押印は、スタンプ管理責任者又は副責任者として登録された方のみに認められているものです。同じ団体の会員であっても、この登録がない方が押印することは、ポイント付与の基本ルール違反です。

なお、スタンプ管理責任者や副責任者も、自分のポイント手帳には押印できませんので、他の責任者や副責任者に押印してもらうようにしてください。

⑷　有効なスタンプ押印について

ポイントは、府中町に登録している活動団体が、参加者の活動（登録活動）の実績を確認し、「スタンプ管理責任者又は副責任者」が、ポイント手帳に「スタンプを押印した場合」にのみ付与されます。

このため、次のように、スタンプを押印する欄への記入・押印があったとしても、いつ押印したのかを含め、不明瞭な押印については、「スタンプ押印した場合」とは取り扱うことができませんのでご注意ください。

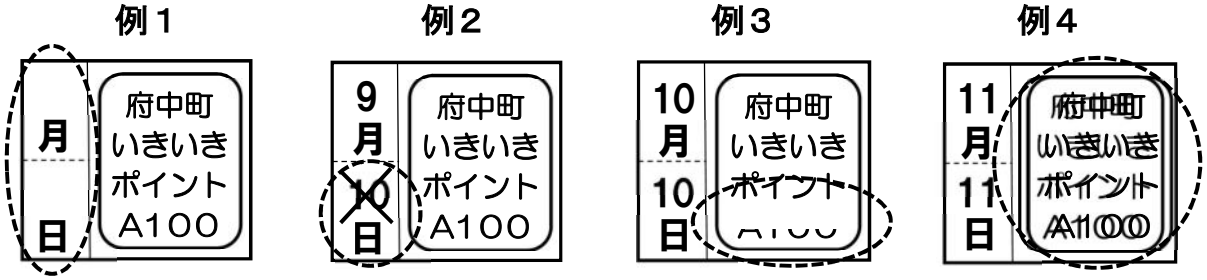

例１　月日の記載がない場合（月と日の両方の記載が必要です。）

例２　日付を取り消しているが、修正後の日付が記載されていない場合

例３　押印が不明瞭で、スタンプ番号が確認できない場合

例４　スタンプが押し直されているが、どの団体が押印したスタンプなのか分からない場合

⑸　不正について

ア　各団体には、ポイント付与の基本ルールを踏まえ、スタンプの適切な保管・使用を行っていただく必要があります。これを故意に遵守しない場合等は、活動団体としての本町への登録を取り消すことになります。

イ　ポイント付与に係る不正の有無等を調査する必要が生じた場合には、活動団体の代表者に電話等により、または、活動場所に職員を派遣して事情聴取をすることもありますので、その際にはご協力をお願いします。

４．応募先及び登録の手順

⑴　応募先、受付時間等

活動団体になることを希望する場合は、「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を府中町に提出してください。本冊子及び届出書の様式は、府中町福祉保健部高齢介護課高齢者福祉係及び福寿館、南交流センター、北交流センター、府中公民館、府中南公民館で配布します。また、次のＵＲＬ（府中町ホームページ）からも印刷できます。

https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/koureikaigoka/23989.html

【提出先】

府中町役場福祉保健部高齢介護課高齢者福祉係　（〒735-8686　府中町大通三丁目5番1号）

電話：082-286-3256　ファックス：082-286-3199　Eメール:kkaigo@town.fuchu.hiroshima.jp

受付時間：８：３０～１７：１５　ただし、土・日・祝日を除く。

⑵　活動団体の登録

団体から提出された「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」の内容を府中町で確認し、応募要件を満たしていると認められる場合は、活動団体として登録します。登録した団体に対しては、「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を提出された月の翌月末までに町からスタンプを交付します。

【参考】ポイント事業のイメージ図

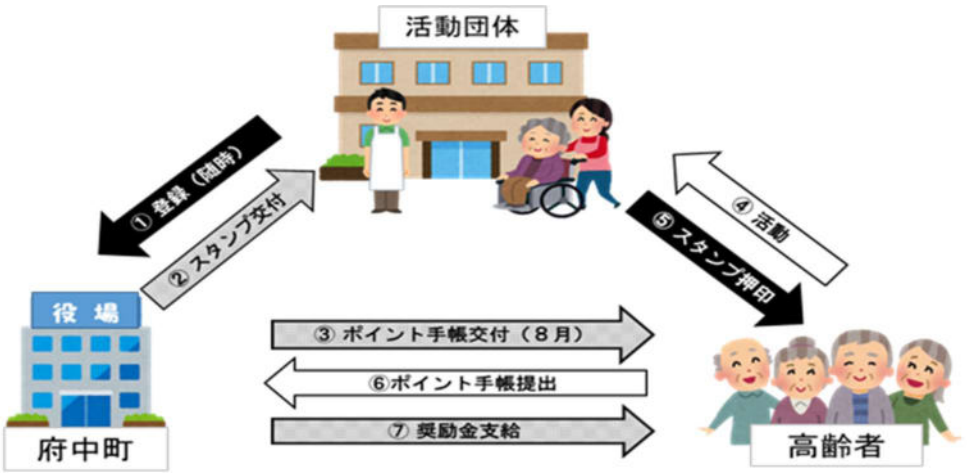

よくあるご質問

目　次

【制度ご利用の皆様へ】

● 制度に関すること

1　高齢者いきいき活動ポイント事業は、一言でいえば、どんな事業なのですか？
2　この事業の目的は何ですか？
3　どんな活動が対象になるのですか？
4　なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？
5　この事業で、どのような効果を期待しているのですか？

【活動団体の方へ】

● 活動団体の登録に関すること

1　活動団体には、いつでも登録できるのですか？
2　活動団体として登録したいのですが、２人のグループでも登録できますか？
3　活動団体の応募要件として、「活動の参加者を広く受け入れること」とあります。活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、活動団体として登録できないのですか？
4　老人クラブの規約上、他の地域の高齢者を受け入れるようになっていません。この場合でも活動団体として登録できますか？
5　老人クラブの中に複数のサークルがあります。この場合、サークル単位で団体登録できますか？
6　町内会の中に、老人クラブなど複数の団体があります。この場合、どのように団体登録すればよいですか？
7　サロン活動（１ポイント対象：自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）は月１回以上のペースでやっていませんが、ボランティア活動（２ポイント又は４ポイント対象）と合わせると、月１回以上のペースになります。活動団体として登録できますか？
8　活動団体として登録した後、いつでも登録を取り消すことはできますか？
9　府中町外の団体でも登録できますか？

● 活動団体登録届出書に関すること

1　提出方法を教えてください。
2　印鑑の押印は必要ですか？また、押印する場合は、認印でもよいですか？
3　代表者やスタンプ管理責任者は、６５歳以上である必要がありますか？
4　代表者がスタンプ管理責任者や副責任者になってもよいですか？
5　一人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録ができますか？
6　清掃活動を月１回、ふれあい・いきいきサロンを２か月に１回開催しています。それぞれ、「地域の支え手になるボランティア活動」のA、「健康づくり・介護予防活動」のアに丸を付け

ればよいですか？

なお、ふれあい・いきいきサロンの他には、自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動は行っていません。

● ポイント付与の対象になる活動に関すること

1　ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？
2　交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？
3　ボランティア活動であっても、ポイント付与（2ポイント）の対象にならない活動を教えてください。
4　健康づくり・介護予防に取り組む活動であっても、ポイント付与（1ポイント）の対象にならない活動を教えてください。
5　〇〇活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打合せなどもポイント付与の対象になりますか？
6　町内会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？
7　町内会の役員になれば、ポイントがもらえますか？
8　町内会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？
9　サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人ですか？
10　サロンなどの通いの場において、世話人が参加者でもある場合、世話人と参加者の両方のポイントがもらえますか？

また、世話人（2ポイント）と参加者（1ポイント）をどのように区分すればよいですか？

11　大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。世話人として2ポイントが付与される人は1人でなければいけませんか？また、世話人は、日によって替わっても問題ありませんか？

12　近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？
13　行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？
14　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）は、運動系の活動だけでなく文化系の活動も対象になりますか？
15　介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？
16　スタンプの管理責任者又は副責任者になればポイントがもらえますか？
17　活動団体として、「A 清掃活動」を登録しています。団体の活動として、災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けなどを行う場合、参加者に2ポイントを付与してよいですか？

● スタンプの管理・押印に関すること

1　スタンプはいつ交付されますか？
2　スタンプは一つしか交付してもらえないのですか？
3　臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？
4　団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいのですか？
5　活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？
6　ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいのですか？

７　後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？
８　スタンプを押す色に決まりはありますか？
９　間違ってスタンプを押した時はどうすればよいですか？
10　一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？
11　複数の活動団体が共催する活動に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいのですか？
12　町内会や老人クラブなどの活動に、自分たちの地域外からも参加者があります。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいですか？
13　見守り活動の実績確認は、どのようにすればよいですか？
14　活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？
15　活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？
16　災害ボランティアなど、緊急時の場合、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印ができませんか？
17　スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？
18　町として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？
19　参加者Ａさんから、「あなたのスタンプの押し方が悪いので、不明瞭な押印となっている。スタンプを押し直してほしい。」と言われたのですが、どのように対応したらよいですか？
20　管理者・副管理者ともに不在の場合、どのようにすればよいですか？

【ポイント手帳をご利用の高齢者の方へ】

●　ポイント手帳に関すること

１　ポイント手帳は６５歳以上の高齢者全員に送付されるのですか？また、いつ頃送付されますか？
２　９月１日現在で６５歳以上の高齢者にポイント手帳が送付されるとのことですが、１０月に６５歳になる高齢者には、その時点で手帳が送付されてくるのですか？
３　ポイント手帳の有効期間はありますか？
４　ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？
５　貯めたポイント数を、次の期間に繰り越すことはできますか？
６　ポイント付与期間の初日（９月１日）以前に府中町外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？
７　ポイント付与期間の初日の翌日（９月２日）以降に府中町外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？
８　府中町に返送したポイント手帳について、「有効なスタンプ」の事例に照らして確認したいので、返却してもらえますか？
９　「獲得ポイントのお知らせ」が届く前に、自分の獲得ポイント数を知る方法はありませんか？
10　ポイント手帳の追加交付の手続はどのように行えばよいですか？
11　追加交付の手続は代理の者が窓口で行えますか？
12　獲得したポイントが上限まで達しているか不安なので、「獲得ポイントのお知らせ」が届く前にポイント手帳の追加交付をお願いしたいのですが、可能ですか？
13　既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行っていますが、再度追加交付申請を行うことはできますか？

14　記録用のポイント手帳はどのような手続でもらえるのですか？
15　「獲得ポイントのお知らせ」に１００ポイント以上を獲得したことが示されていたのですが、「ポイント手帳追加交付願」を府中町へ提出してしまいました。どうすればよいですか？

●　ポイント付与の対象になる活動に関すること

（質問１～１７は、【活動団体の方へ】のページに記載しています。）

18　どこに行けば、ポイントがもらえますか？
19　なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり、介護予防のための活動だと思います。
20　府中町外で活動しても、ポイントがもらえますか？
21　民生委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？
22　公民館では、どのような活動でポイントがもらえますか？
23　くすのきプラザで運動すれば、ポイントがもらえますか？
24　医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？
25　府中町内の医療機関・検診機関であれば、どこで受診してもスタンプを押してもらえるのですか。
26　ポイント付与の対象となる活動に参加してけがなどをした場合、補償はありますか？

●　奨励金の支給に関すること

１　ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？
２　いつ奨励金がもらえますか？
３　ポイント手帳の提出期限はありますか？
４　ポイント数の上限である１００ポイントまで貯まっていない場合は、奨励金の支給を受けることができないのですか？
５　府中町に返送したポイント手帳は、返却してもらえますか？
６　活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか。
７　奨励金の振込口座を変更したい場合には、どのような手続が必要ですか？

●　スタンプの押印に関すること

１　一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？
２　ポイント手帳を持参し忘れた場合でも、後でスタンプを押してもらえますか？

●　広島市、海田町とのポイント相互付与に関すること

１　広島市、海田町に登録する活動団体の情報はどこで確認できますか？

【制度ご利用の皆様へ】

● 制度に関すること

Q１　高齢者いきいき活動ポイント事業は、一言でいえば、どんな事業なのですか？

Ａ１　この事業は、府中町内在住の高齢者（9月1日現在で６５歳以上の方）が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動（いきいき活動）を奨励するためのものであり、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金（１ポイント＝１００円。年間上限１０，０００円）を支給する事業です。

Q２　この事業の目的は何ですか？

Ａ２　この事業は、高齢者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、高齢者が自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動や地域の支え手となる活動（ボランティア活動）を行った実績に基づいて支援を行うことにより、的確かつ効果的に、高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりを推進することを目的としています。

Q３　どんな活動が対象になるのですか？

Ａ３　ポイントの対象となる活動は、大きく分けて、次の４つに分類されます。

① 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）
② 健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）
③ ④以外の地域の支え手となる活動（ボランティア活動）（２ポイント対象）
④ 地域の支え手となる活動（ボランティア活動）のうち、府中町が指定するもの（４ポイント対象）

具体的には、『高齢者いきいき活動ポイント事業』参加のご案内Ｐ２～４をご覧ください。

Q４　なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？

Ａ４　社会参加を幅広く奨励するため、対象となる活動には一律で１ポイントを付与した上で、さらなる波及効果を伴う活動にはポイントを加算することとしているため、活動内容によってポイント数に差が生じています。

特に、地域福祉におけるボランティアによる支え手の確保が急務であることから、現在、この支え手確保への貢献度が客観的に明確な保育・介護人材の確保や住民運営の通いの場の支え手としての活動には3ポイントを加算して4ポイントとし、それ以外のボランティア活動には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

また、自らのためのものであっても、より介護給付費や医療費の適正化に役立つと思われる健康診査などの受診には1ポイントを加算して2ポイントとしています。

Q5　この事業で、どのような効果を期待しているのですか？

Ａ５　高齢者の社会参加に関して直接的な奨励効果が期待でき、高齢者の生きがいづくり、健康増進、介護予防の推進、地域での支え合い活動の担い手の充実が図られるとともに、介護給付費や医療費の一層の適正化につながると考えています。

また、町内会や老人クラブといった地域団体の活動の活性化や充実につながり、ひいては、地域コミュニティの再生にも寄与することが期待されます。

【活動団体の方へ】

● 活動団体の登録に関すること

Q1　活動団体には、いつでも登録できるのですか？

A1　「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」の本町への提出により、いつでも登録可能です。

Q2　活動団体として登録したいのですが、2人のグループでも登録できますか？

A2　グループの人数に決まりはありませんが、活動を定期的に行い、かつ、活動実績の確認を適正に行うためには、ある程度の人数で登録していただくことが望ましいと考えています。少人数で登録していただくこともできますが、活動を進めていく中で、グループの拡大についてご検討ください。

　また、活動団体として登録するためには、活動に参加を希望する高齢者を広く受け入れていただくことが必要です。

Q3　活動団体の応募要件として、「活動の参加者を広く受け入れること」とあります。活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、活動団体として登録できないのですか？

A3　参加者を広く受け入れるという方針の下で活動を行い、活動場所の広さや定員の関係などで、参加を希望する高齢者をお断りせざるを得ないということであれば、活動団体として登録していただくことは可能です。

　なお、定員に余裕が生じた場合は、新たな参加者の受け入れをお願いします。

Q4　老人クラブの規約上、他の地域の高齢者を受け入れるようになっていません。この場合でも活動団体として登録できますか？

A4　自分たちの地域以外の人を含めて広く受け入れていただくことが理想です。しかしながら、老人クラブや町内会は、基本的に、その地域の方々で構成されるものであり、他の地域の高齢者を受け入れることは必須ではないと考えています。

　したがって、その地域の高齢者を広く受け入れていただけるということであれば、活動団体として登録していただくことは可能です。

Q5　老人クラブの中に複数のサークルがあります。この場合、サークル単位で団体登録できますか？

A5　原則、単位老人クラブを団体登録の最小単位と考えています。したがって、老人クラブの中に複数のサークルがある場合でも、各サークルの代表者をスタンプ管理副責任者とするなどしてスタンプ管理・押印が適正に行われるような体制を検討していただき、老人クラブ1団体として団体登録をお願いします。

　なお、１つのスタンプでの押印が困難な事情がある場合はご相談ください（１９ページQ２参照）。

Q6　町内会の中に、老人クラブなど複数の団体があります。この場合、どのように団体登録できますか？

A6　町内会として、各団体の実績確認及びスタンプ押印ができるのであれば、各団体の代表者をスタンプ管理副責任者とするなどして、町内会として登録してください。

　一方、各団体が独立して活動しており、町内会として実績確認やスタンプ押印ができない場合には、団体ごとに登録していただくことも可能です。

Q7　サロン活動（1ポイント対象：自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）は月1回以上のペースでやっていませんが、ボランティア活動（2ポイント又は4ポイント対象）と合わせると、月1回以上のペースになります。活動団体として登録できますか？

A7　ボランティア活動をされていることから、活動団体の登録はできます（ボランティア活動は「月1回以上実施する」という最低実施要件はありません。）。

　次に、ポイント付与できるかどうかは以下のとおりです。

　⑴ 地域の支え手となる活動（ボランティア活動）（2ポイント又は4ポイント付与）

　　→　活動の度にスタンプ押印は可能

　⑵ 健康づくり・介護予防に取り組む活動（サロン活動など）

　　①　参加者への1ポイント付与

　　　→　月1回以上開催する活動であればスタンプ押印は可能

　　②　開催のお世話をする人への2ポイント又は4ポイント付与

　　　→　活動の度にスタンプ押印は可能（＝⑴を適用）

　なお、①（参加者への1ポイント付与）に関しては、サロン活動の他にも健康づくり・介護予防に取り組む活動を実施し、それらを合わせて月1回以上の活動が見込まれる場合は、サロン活動を含むそれらの健康づくり・介護予防に取り組む活動について、ポイント付与することが可能です。

　また、これを機会に、サロン活動の開催回数の増加についてご検討ください。

Q8　活動団体として登録した後、いつでも登録を取り消すことはできますか？

A8　団体としての活動の継続が難しくなった等の場合には、府中町に「活動団体登録抹消届出書」を提出していただくことにより、登録を取り消すことができます。

Q9　府中町外の団体でも登録できますか？

A9　所在地の要件はありませんので、府中町外の団体でも登録することができます。

●　活動団体登録届出書に関すること

Q1　提出方法を教えてください。

A1　必要事項を記入し、府中町高齢介護課高齢者福祉係（〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号）に郵送又は持参いただくか、Ｅメール、ファックスで提出してください。

Q2　印鑑の押印は必要ですか？また、押印する場合は、認印でもよいですか？

A2　パソコンを使用して必要事項を入力された場合は、押印が必要です。直筆の場合には、押印は不要です。また、押印される場合には、認印で結構です。

Q３　代表者やスタンプ管理責任者は、６５歳以上である必要がありますか？
Ａ３　代表者やスタンプ管理責任者の年齢要件はありません。

Q４　代表者がスタンプ管理責任者や副責任者になってもよいですか？
Ａ４　代表者がスタンプ管理責任者又は副責任者を兼ねることは可能です。 ただし、スタンプ管理責任者と副責任者を兼ねることはできません。

Q５　一人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録ができますか？
Ａ５　可能です。

Q６　清掃活動を月１回、ふれあい・いきいきサロンを2か月に１回開催しています。それぞれ、「地域の支え手になるボランティア活動」のA、「健康づくり・介護予防活動」のアに丸を付ければよいですか？ なお、ふれあい・いきいきサロンの他には、自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動は行っていません。
Ａ６　まず、ポイント付与できるかどうかの考え方は、１５ページQ7のとおりです。お問合せに関しては、清掃活動は、地域の支え手となる活動（ボランティア活動）であるため、2ポイントの付与はできますが、サロンに参加することは、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」であるため、参加者に対し、１ポイント付与はできません（2か月に１回の開催のため。）。 このため、「地域の支え手になるボランティア活動」のAにのみ丸を付けてください。 ただし、ふれあい・いきいきサロンの世話人としての活動（１８ページQ１０参照）は地域の支え手となる活動（ボランティア活動）であるため、Hに丸を付けていただければ、参加者には1ポイントを付与できませんが、世話人には2ポイントを付与していただけます。

●　ポイント付与の対象になる活動に関すること

Q１　ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？
Ａ１　活動時間数に決まりはありません。短い活動時間であっても、各団体において、高齢者がポイント付与の対象となる活動を行った実績を確認したのであれば、ポイントを付与することができます。 ただし、ポイント目的で意図的に活動の最初だけ、あるいは終了間際に参加したと考えられるような場合には、ポイントを付与していただく必要はありません。

Q２　交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？
Ａ２　交通費や昼食代など実費程度の謝金を受け取る場合に限り、有償ボランティアも、ポイント付与の対象になります。 なお、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は対象になりません。

Q3　ボランティア活動であっても、ポイント付与（2ポイント）の対象にならない活動を教えてください。

A3　政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません。

また、有償ボランティアであって謝金等の額が実費程度を超える活動や、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は、ポイント付与の対象になりません。

さらに、個人でのボランティア（活動団体として実施するものではなく、自宅の前の清掃や児童の登下校の見守りを個人で行う場合など）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。

Q4　健康づくり、介護予防に取り組む活動であっても、ポイント付与（1ポイント）の対象にならない活動を教えてください。

A4　政治・宗教・営利目的の活動や反社会的な活動は、ポイント付与の対象になりません（なお、フィットネスクラブなどの営利企業がスタンプを押印する活動団体となる場合でも、そこで高齢者が運動等を行うこと自体は営利目的の活動ではないため、高齢者の活動はポイント付与の対象になります。）。

また、個人での活動（活動団体として実施しないもの）も、第三者による実績確認ができないため、ポイント付与の対象になりません。具体的には、個人でウォーキングや体操をする場合などが挙げられます。

Q5　〇〇活動は、ポイント付与の対象になるようですが、そのための準備や打合せなどもポイント付与の対象になりますか？

A5　原則として、準備や打合せはポイント付与の対象になりません。ただし、活動のための会場設営など実際に作業を伴うもので、本番同様準備にも多くの労力を要し、かつ、その準備なしでは本番が迎えられないような場合には、実績確認ができることを条件に、例外的にポイント付与の対象となります。

Q6　町内会の行事は、基本的に、ポイント付与の対象になると考えてよいですか？

A6　町内会の行事にボランティアとして参加する場合や、健康づくりの一環として参加する場合があると思いますが、ポイント付与には、実績確認が必要です。さらに、「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」への参加として1ポイントを付与するためには、町内会として対象となる活動を月1回以上実施することが必要になります。

とんどや盆踊り等の祭り、運動会、バザーなど不特定多数の者が参加し、自由に出入りできるような活動については、実績確認が困難なケースが多いと思いますが、適切に実績確認ができるのであれば、ポイント付与の対象となります。

なお、これらの活動は年に1度しかないということが多く、月に1回以上の実施という要件に該当しませんが、他の行事（運動会やもちつき大会など）と併せて何らかの行事が月に1回以上行われているということであれば、ポイント付与の対象となります。

Q7　町内会の役員になれば、ポイントがもらえますか？

A7　活動団体として登録していただいた町内会であっても、その役員に就任したという理由ではポイントは付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。

Q８　町内会の役員会議に出席すれば、ポイントがもらえますか？

Ａ８　町内会に限らず、団体で行われる定例的な打合せや会合などへの出席は、直接的な支援活動ではなく、団体を運営する上で必要な活動であるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q９　サロンの世話人とはどんな人のことですか？スタンプを管理し、押印する人は世話人ですか？

Ａ９　世話人とは、サロンで机を並べたり、食事の準備やゲームの段取りを行うなど、サロン活動を行うための準備や参加者のお世話をする人のことです。スタンプを押印するだけでは、世話人に該当しません（スタンプを押印するだけで２ポイントがもらえるということはありません。）。

Q１０　サロンなどの通いの場において、世話人が参加者でもある場合、世話人と参加者の両方のポイントがもらえますか？
また、世話人（2ポイント）と参加者（１ポイント）をどのように区分すればよいですか？

Ａ１０　世話人が参加者である場合であっても、ポイントの付与は世話人としての活動のみ（２ポイント）になります。
　また、当日の役割が明確に分けられる場合は世話人に２ポイントを付与することができますが、みんなが一緒になって準備を行うような世話人・参加者の役割が分けられない場合には、全員が１ポイント（自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動）となります。

Q１１　大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。世話人として2ポイントが付与される人は１人でなければいけませんか？
また、世話人は、日によって替わっても問題ありませんか？

Ａ１１　世話人と参加者を明確に区別できるのであれば、世話人として２ポイントが付与される人は複数人でも構いません。
　また、世話人は日によって替わっても問題ありません。

Q１２　近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？

Ａ１２　健康づくり・介護予防活動を行うサロンとして対象とするのであれば、活動場所や連絡先の公表や、参加を希望する高齢者を広く受け入れることが必要です。一部の人のみに対象が限定される活動は、ポイント付与の対象とはなりません。

Q１３　行事の打ち上げなどで集まって飲食をする場合は、ポイント付与の対象となりますか？

Ａ１３　主たる目的が飲食の場合は、ポイント付与の対象とはなりません。

Q１４　自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）は、運動系の活動だけでなく文化系の活動も対象になりますか？

Ａ１４　グラウンドゴルフやラジオ体操などの体を動かす活動だけでなく、囲碁や将棋、手芸など、健康づくりや介護予防に役立つ文化系の活動も、ポイント付与の対象となります。

Q１５　介護予防のための機能訓練を実施するデイサービス等は、ポイント付与の対象になりますか？

Ａ１５　介護保険のサービスとして利用するものであるため、ポイント付与の対象とはなりません。

Q１６　スタンプ管理責任者又は副責任者になればポイントがもらえますか？
Ａ１６　スタンプ管理責任者又は副責任者を務めていただいているという理由ではポイント付与されません。ポイントの付与には、実際に、対象となる活動をしていただく必要があります。

Q１７　活動団体として、「Ａ　清掃活動」を登録しています。団体の活動として、災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けなどを行う場合、参加者に２ポイントを付与してよいですか？
Ａ１７　災害による土砂の撤去や被災ごみの片付けは「Ａ　清掃活動」に該当するため、ポイント付与は可能です。

● スタンプの管理・押印に関すること

Q１　スタンプはいつ交付されますか？
Ａ１　「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を提出された月の翌月末までに交付します。

Q２　スタンプは一つしか交付してもらえないのですか？
Ａ２　制度を円滑に進めていくためには、スタンプの適正な管理が必要です。様々な場所で活動される団体にとっては、スタンプが複数あれば便利だと思いますが、一方で、紛失の可能性が高くなるなど、適正な管理が難しくなるという面もあります。 　こうしたことから、スタンプの交付は、原則として、１団体につき１個としていますが、複数の活動場所が遠隔地にあり、あるいは、活動への参加者が多数にのぼり、スタンプが一つだけでは、円滑な押印が困難になっていると認められる活動団体には、複数のスタンプを交付しますので、ご相談ください。

Q３　臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？
Ａ３　スタンプを押すことができるのは、スタンプ管理責任者とスタンプ管理副責任者です。スタンプ押印は、高齢者への奨励金支給に重要な役割を担うものですので、スタンプを紛失しないよう、また、適正な押印が行われるように適切に管理してください。

Q４　団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいのですか？
Ａ４　高齢者が活動している姿を実際に確認し、当日スタンプを押印していただくことが基本となります。しかしながら、例えば、町内会として実施する児童の登下校の見守り活動を各人が離れた場所で実施するため、実績確認が難しいというケースも想定されます。こうした場合は、あらかじめ、見守りの当番表を作成しておき、後日、活動団体の会合や個別に活動内容の報告を求めることなどをもって、実績確認とすることもできます。

Q５　活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？
Ａ５　高齢者の活動実績が確認できない場合には、いくら強く求められてもスタンプを押さないでください。断っても、高齢者からスタンプを押すよう求められ続けた場合は、府中町にご連絡ください。

Q6　ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいのですか？

A6　活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。高齢者がポイント手帳を持参し忘れた場合には、例えば、活動団体が活動日誌やその高齢者の活動実績をメモとして残しておき、後日、それを基にスタンプを押すという方法が考えられます。

Q7　後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？

A7　押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。

Q8　スタンプを押す色に決まりはありますか？

A8　決まりはありません。また、朱肉、スタンプ台のいずれを使用していただいても結構です。朱肉、スタンプ台は各団体で用意してください。

Q9　間違ってスタンプを押した時はどうすればよいですか？

A9　間違って押したスタンプの上に×印を記入し、正しい欄にスタンプを押し直し、日付を記入してください。

Q10　一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？

A10　スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、１日につき１回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ１回ずつ押印することは可能）です。

① 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象）
② 地域の支え手になる活動（２ポイント対象）
③ 地域の支え手になる活動（４ポイント対象）

ポイント手帳では、①～③のスタンプを押す欄は、それぞれ別のページに分かれています。スタンプを押す際には、そのページに、同じ日付でスタンプが押されていないか（同日、その活動が既に実施されていないか）、確認するようにしてください。

なお、健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）については、１日の回数の上限はありません。

Q11　複数の活動団体が共催する活動に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいのですか？

A11　高齢者の活動実績を確認できる活動団体であれば、どの団体がスタンプを押していただいても結構です。ただし、複数の団体が重複してスタンプを押さないよう、その日の日付で既にスタンプが押されていないか、ポイント手帳の該当する活動のスタンプ押印ページをよく確認してください。

Q12　町内会や老人クラブなどの活動に、自分たちの地域外からも参加者があります。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいですか？

A12　活動実績の確認ができれば、スタンプを押していただくことができます。

Q13　見守り活動の実績確認は、どのようにすればよいですか？

A13　見守りの都度、実績確認することは困難だと思います。例えば、ネットワーク組織が活動団体として登録し、定例会での見守り活動記録の報告をもって後日スタンプを押していただくなど、地域の実情に応じて工夫していただきたいと考えています。

Q１４　活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？

Ａ１４　活動団体は、ポイントを集計する必要はありません。活動団体は、高齢者の参加の都度、①日付を記入して、②スタンプを押していただくだけで結構です。ポイントの集計は、高齢者から府中町にポイント手帳が返送された後、府中町が実施します。

Q１５　活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？

Ａ１５　「高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体登録届出書」を府中町が受け付けてから、スタンプが届くまでの間の活動であれば、遡ってポイントを付与できます。

Q１６　災害ボランティアなど、緊急時の場合、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印ができませんか。

Ａ１６　ポイント事業は、活動実績に応じて奨励金（公金）を支給するものであり、その前提となるスタンプの適正な管理のために、スタンプを管理していただく活動団体や活動内容について事前登録をしていただくことを必須としています。このため、活動団体登録（登録内容変更）の手続を経る前の活動に対して、遡ってスタンプ押印はできません。

なお、スタンプ押印は上記手続による届出を本町が受け付けた日から可能としています。

Q１７　スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？

Ａ１７　再交付の届出を行っていただきますが、本町において、紛失された状況等を確認させていただいた上で再交付の決定を行いますので、まずは高齢介護課までご連絡ください。

なお、適正な管理が行われず、スタンプを紛失された場合には、活動団体としての登録を取り消す場合があります。

Q１８　町として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？

Ａ１８　不正防止を図るため、スタンプ押印を担っていただく団体やグループには、スタンプ押印の趣旨を理解し、適切な使用等に努めることに同意して本町に登録していただくとともに、団体名や活動内容は本町ホームページ等で公表させていただきます。

また、スタンプには、通し番号を付け、どの団体に交付したスタンプであるかを町の台帳上で管理の上、ポイント付与に係る不正の有無等を調査する必要が生じた場合には、活動団体の代表者に電話により、または、活動場所に職員を派遣して事情聴取させていただきます。

さらに、ポイント付与の基本ルールを故意に遵守しない場合等は、活動団体としての本町への登録を取り消すことになります。

Q１９　参加者Aさんから、「あなたのスタンプの押し方が悪いので、不明瞭な押印となっている。スタンプを押し直してほしい。」と言われたのですが、どのように対応したらよいですか？
A１９　スタンプ交付の際に、本町から活動団体の代表者の方にお渡しさせていただいた「府中町高齢者いきいき活動ポイント事業活動団体の皆様へ」でもお知らせしていますが、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印については、「スタンプを押印した場合」とは取り扱うことができず、有効なポイントとして奨励金を支給することができません。 　このため、参加者Aさんのポイント手帳をご確認いただき、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印となっている場合には、訂正をお願いします。 　なお、スタンプ番号が特定できない不明瞭な押印の訂正は、ご自分の団体の活動参加により押印されたと確認できるもののみ行ってください（ご自分の団体の活動参加により押印されたと確認できないものは、不明瞭な押印であっても訂正しないでください。）。

Q２０　管理者・副管理者ともに不在の場合、どのようにすればよいですか？
A２０　活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。管理者・副管理者ともに不在の場合には、活動団体が活動日誌や参加者の活動実績を記録しておき、後日、それを基に管理者（副管理者）がスタンプを押してください。 　日付欄には押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。

【ポイント手帳をご利用の高齢者の方へ】

● ポイント手帳に関すること

Q１　ポイント手帳は６５歳以上の高齢者全員に送付されるのですか？また、いつ頃送付されますか？
A１　ポイント手帳は、９月１日現在で６５歳以上の高齢者を対象に、８月下旬頃、府中町から郵送する予定です。手帳の送付に当たって高齢者の方に行っていただく手続はありません。

Q２　９月１日現在で６５歳以上の高齢者にポイント手帳が送付されるとのことですが、１０月に６５歳になる高齢者には、その時点で手帳が送付されてくるのですか？
A２　ポイント手帳の交付対象基準日は９月１日のため、１０月に６５歳になる高齢者については、その年（９月から翌年８月まで）は対象者ではないことから、手帳は送付されません。手帳の送付及びポイントの付与は、翌年９月からになります。

Q３　ポイント手帳の有効期間はありますか？
A３　ポイント手帳の使用期間は、９月１日から翌年８月３１日までの１年間です。ポイント手帳は、毎年８月末頃、新しいものを郵送する予定です。

Q４　ポイント手帳の〇〇のページがスタンプでいっぱいになった場合、新しいポイント手帳を交付してもらえますか？
A４　一つの活動の区分のページ（健康診査・がん検診等のページを除く。）のスタンプがいっぱいになった時点で、１年間で貯めていただくことができるポイント数の上限に達していますが、新しいポイント手帳（無記名・記録用）を交付することは可能です。

Q5　貯めたポイント数を、次の期間に繰り越すことはできますか？

A5　ポイント数の繰り越しはできません。貯めたポイントがある場合は、忘れずに、ポイント手帳を府中町に返送してください。

Q6　ポイント付与期間の初日（9月1日）以前に府中町外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？

A6　ポイント付与期間の初日以前に町外に転出された方は、ポイント事業の対象外として取り扱いますので、お手数をお掛けしますが、送付されたポイント手帳は使用しないでいただきますようお願いします。

なお、当該ポイント手帳にポイントを貯めて提出されても、奨励金はお支払いできませんので、ご了承ください。

Q7　ポイント付与期間の初日の翌日（9月2日）以降に府中町外に転出した場合、ポイント手帳はどうすればよいですか？

A6　町外に転出されても、ポイント手帳の有効期限内であればご使用いただけます。

また、遠方に転居される場合などで、ポイント手帳を使用されない場合には、府中町にご提出ください。

Q8　府中町に返送したポイント手帳について、「有効なスタンプ」の事例に照らして確認したいので、返却してもらえますか？

A8　ポイント手帳は、ポイント数の集計後、本事業の効果検証等のために使用します。そのため、返却することができません。獲得ポイント数については、ポイント手帳を提出されてから、府中町が順次送付する「獲得ポイントのお知らせ」によりご確認いただくようお願いします。

Q9　「獲得ポイントのお知らせ」が届く前に、自分の獲得ポイント数を知る方法はありませんか？

A9　獲得ポイントについては、ポイント手帳を府中町に提出された方に対して、順次「獲得ポイントのお知らせ」をご自宅に送付する方法によりお知らせしています。

ポイント手帳を提出されてから「獲得ポイントのお知らせ」が届くまでの間は、本町において獲得ポイントの集計作業等を行っており、この間に電話や窓口で獲得ポイントをお知らせすることができません。

「獲得ポイントのお知らせ」が届くまで、しばらくお待ちください。

Q10　ポイント手帳の追加交付の手続はどのように行えばよいですか？

A10　「獲得ポイントのお知らせ」に同封している「ポイント手帳追加交付願」を、7月末までに、同封の返信用封筒により本町に提出してください。

同封の返信用封筒を紛失等された方については、高齢介護課の窓口にお持ちいただいても結構です。

「ポイント手帳追加交付願」の提出後、2週間～1か月程度で追加交付分のポイント手帳を送付します。

Q11　追加交付の手続は代理の者が窓口で行えますか？

A11　高齢介護課の窓口にお越しいただければ、代理人の方でも追加交付の手続は可能ですが、ご本人様に送付した「獲得ポイントのお知らせ」の提示が必要になりますので、「ポイント手帳追加交付願」と併せて「獲得ポイントのお知らせ」もご持参ください。

Q12　獲得したポイントが上限まで達しているか不安なので、「獲得ポイントのお知らせ」が届く前にポイント手帳の追加交付をお願いしたいのですが、可能ですか？

A12　ポイント手帳追加交付の制度は、ポイント数の上限に達しなかった場合の対応として設けたものであり、ポイント手帳の追加交付申請の対象者は、１００ポイント未満の獲得ポイントの表示がある「獲得ポイントのお知らせ」をお持ちの方に限らせていただいています。

このため、「獲得ポイントのお知らせ」が届く前にポイント手帳の追加交付申請を行うことはできません。

Q13　既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行っていますが、再度追加交付申請を行うことはできますか？

A13　ポイント手帳追加交付の制度は、ポイント数の上限に達しなかった場合の対応として設けたものであり、既に一度ポイント手帳の追加交付申請を行われた方については、2回目のポイント手帳の追加交付申請ができません。

なお、追加交付分のポイント手帳を紛失等された場合には、「ポイント手帳再交付願」によりポイント手帳の再交付を受けていただくことができます。

Q14　記録用のポイント手帳はどのような手続でもらえるのですか？

A14　記録用のポイント手帳をご希望の方は、高齢介護課の窓口で交付します。その際、特別な手続は必要ありません。

Q15　「獲得ポイントのお知らせ」に１００ポイント以上を獲得したことが示されていたのですが、「ポイント手帳追加交付願」を府中町へ提出してしまいました。どうすればよいですか?

A15　ポイント手帳の追加交付は獲得ポイントが１００ポイント未満の方に限られるため、１００ポイント以上獲得された方に対して追加交付分の手帳を送付することはできません。

そのため、ポイント手帳の追加交付はできませんが、記録用のポイント手帳をご希望の方は、高齢介護課の窓口で交付します。

●　ポイント付与の対象になる活動に関すること

⇒Q1～17は、【活動団体の方へ】のページに掲載しています。

Q18　どこに行けば、ポイントがもらえますか？

A18　ポイント付与の対象となる活動を実施している団体の名称、主な活動場所、活動内容等については、ポイント手帳郵送時に同封する活動場所のリストを参考にしてください。また、府中町のホームページでは、活動団体の登録内容の一覧を掲載し、随時更新しますので、こちらも併せてご覧ください。

Q１９　なぜ、個人の活動はポイント付与の対象にならないのですか？例えば、個人のウォーキングも健康づくり、介護予防のための活動だと思います。

Ａ１９　この事業では、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するために本町が取り得る現実的な手法として、第三者が高齢者の活動実績を確認できる場合にポイントを付与することとしています。

　個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない個人のウォーキングなどは、ポイント付与の対象となりません。新たにグループを作るか、既にあるグループに参加することをご検討ください。

Q２０　府中町外で活動しても、ポイントがもらえますか？

Ａ２０　活動団体の登録に住所要件はありませんので、その団体が活動団体として府中町に登録している場合には、ポイント付与の対象となります。また、町内の団体が町外で活動した場合もポイント付与の対象となります。

Q２１　民生委員の活動は、ポイント付与の対象になりますか？

Ａ２１　ふれあい・いきいきサロンなど民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会以外の個人や団体も実施することのある活動を民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会が実施する場合、その活動はポイント付与の対象となります。

　なお、民生委員協力員の活動についても同様の考え方です。

Q２２　公民館では、どのような活動でポイントがもらえますか？

Ａ２２　公民館では次の活動がポイント付与の対象となります。

- ＩＣＴボランティア、図書ボランティア、読み聞かせボランティア、緑化ボランティア等のうち、公民館から依頼した活動で、公民館職員による活動実績の確認ができる活動（2ポイント）
- 公民館主催の事業のうち、公民館職員による参加の確認及びポイント手帳への押印が可能な事業で、高齢者を対象とする事業への参加（１ポイント）

　なお、公民館で活動するグループ・団体がスタンプを押印するためには、ポイント事業の活動団体として登録する必要があります。

Q２３　くすのきプラザで運動すれば、ポイントがもらえますか？

Ａ２３　くすのきプラザの大アリーナ、トレーニング室で運動をすればポイントがもらえます（料金の支払は必要です。）。

　しかし、団体で利用する場合（グループで団体料金を支払って利用する場合）やスポーツ大会に参加する場合は、実績確認が困難であるケースが多いため、ポイント付与の対象としていません。各グループで団体登録する必要があります。

　府中町に活動団体として登録している団体が主催するスポーツ大会に参加する場合は、当該団体が実績確認できる場合はポイントを付与してもらうことができます。

Q24　医療機関で受診すれば、ポイントがもらえますか？

A24　ポイント付与の対象となる健診等は、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のため、本町が施策として特に受診を奨励しているもので、具体的には、ポイント手帳のスタンプ欄に記載された健康診査やがん検診等です。疾病等による受診の場合にはポイントは付与されません。

Q25　府中町内の医療機関・検診機関であれば、どこで受診してもスタンプを押してもらえるのですか。

A25　集団検診やポイント事業の協力医療機関で受診した場合にはスタンプを押してもらうことができますが、上記以外で受診した場合には押してもらうことはできません。ポイント事業の協力医療機関のうち、公表の同意があった医療機関については、府中町ホームページ等に掲載していますので、そちらをご確認ください。

Q26　ポイント付与の対象となる活動に参加してけがなどをした場合、補償はありますか？

A26　「地域の支え手になる活動」では、一定の要件の下、府中町町民活動保険の対象となる場合があります。所定の書類を提出いただき、審査の上適用の可否を判断します（審査の結果、適用とならない場合もあります。）。

なお、「健康診査やがん検診等の受診」や「自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動」は保険の対象となりません。

詳しくは、高齢介護課（２８６－３２５６）にお問い合わせください。

●　奨励金の支給に関すること

Q1　ポイントを貯めた後、どうすれば奨励金がもらえますか？

A1　奨励金の支給を受けるためには、スタンプを貯めたポイント手帳を府中町に提出していただく必要があります。

ポイントを貯め終えた方は、ポイント手帳送付時に同封している返信用封筒を使って、府中町にポイント手帳、通帳のコピーを提出してください。

その後、府中町においてポイント数の集計及び必要な手続を行った後に、ご本人の預金口座に奨励金を振り込みます。

Q2　いつ奨励金がもらえますか？

A2　ポイント獲得期間は、令和6年(２０２４年)9月1日から翌年8月３１日までです。その後、府中町にポイント手帳を提出された方について、令和7年（２０２５年）7月（予定）から順次奨励金の振込手続を行います（ポイント上限に達し早期に手帳を返送された場合も同様です。）。

Q3　ポイント手帳の提出期限はありますか？

A3　ポイント手帳の提出期限は、使用期間が終了した年の翌年の3月３１日まで（必着）です。期限までに手帳の提出がない場合は、奨励金をお支払いできません。

（例）手帳の使用期間：令和6年(２０２４年)9月1日～令和7年(２０２５年)8月31日
提出期限：令和8年(２０２６年)3月３１日（必着）

Q４　ポイント数の上限である１００ポイントまで貯まっていない場合は、奨励金の支給を受けることができないのですか？
Ａ４　１００ポイント貯まっていなくても、貯めていただいたポイント数に応じて、１ポイント１００円に換算して、奨励金として支給します。

Q５　府中町に返送したポイント手帳は、返却してもらえますか？
Ａ５　ポイント手帳は、ポイント数の集計後、本事業の効果検証等のために使用します。そのため、返却することができません。

Q６　活動していた高齢者が亡くなった場合には、遺族が代わりに奨励金の支給を受けることができますか。
Ａ６　本事業における奨励金は、高齢者が活動を行った対価ではないことから、遺族が代わりに支給を受けることはできません。

Q７　奨励金の振込口座を変更したい場合には、どのような手続が必要ですか？
Ａ７　高齢介護課で振込口座の変更手続が可能です。 変更手続の際には、保険証などの本人確認書類及び預金通帳（名義人、口座番号及び店番が記載されているページの写しでも受付可）をお持ちください。

● スタンプの押印に関すること

Q１　一日に押してもらえるスタンプの数に上限はありますか？
Ａ１　スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分ごとに、１日につき１回まで（同じ日に①、②、③をそれぞれ１回ずつ押印することは可能）です。 ①自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（１ポイント対象） ②地域の支え手になる活動（２ポイント対象） ③地域の支え手になる活動（４ポイント対象） なお、健康診査やがん検診等の受診（２ポイント対象）については、１日の回数の上限はありません。

Q２　ポイント手帳を持参し忘れた場合でも、後でスタンプを押してもらえますか？
Ａ２　活動団体において、活動実績が確認できれば、後でスタンプを押してもらうことができます。 活動団体に手帳を忘れたことを伝え、スタンプの押印について相談してみてください。

● 広島市、海田町とのポイント相互付与に関すること

Q1　広島市、海田町に登録する活動団体の情報はどこで確認できますか？
A１　広島市、海田町に登録する活動団体の情報は、各市町のホームページでご覧いただけます。 広島市ポイント事業ホームページ https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/ikiiki/ 海田町ポイント事業ホームページ https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/120972.html